廃棄物処理技術検証事業

事 業 案 内

はじめに

循環型社会構築を目指して新たな法律の制定や様々な施策が行われているなかで、一方では規制緩和の流れにより、国と自治体、企業、国民等の役割分担の明確化が図られようとしています。国は基本的な制度の作成、情報の提供といった役割を担い、実施者が実施に際しての責任を負うといった基本的考え方で各種の見直しが図られてきています。

廃棄物分野においても、国庫補助事業で対象とする基本的な処理施設の構造要件である「構造指針」が廃止され、新たに性能として要求すべき基本的事項のみを規定した「性能指針」が策定され、これとともに指針外協議が廃止され、技術の採択は基本的に自己の責任で行うこととなりました。一方、循環型社会への加速やダイオキシンを代表とする有害化学物質に対する規制強化をはじめとして、廃棄物処理の各分野でより高度な技術が期待され、開発されてきています。

かかる状況のなかで、(一財)日本環境衛生センターは、「廃棄物処理技術検証事業」を実施し、民間企業等が開発した廃棄物に係る技術について技術内容、関係諸法令等や性能指針等への適合性、試験運転の結果などについて検証を行い、その結果を信頼のおける正確な情報として、電子メディア等を通じて、広く一般に技術情報として公表することにより、廃棄物処理技術の開発や普及の促進を図って参ります。

平成24年4月

一般財団法人 日本環境衛生センター

1. 廃棄物処理技術検証事業の対象

本事業で検証の対象とする技術の範囲は、廃棄物の処理に係るもので次のいずれかに 該当するものとします。

- ① ごみ処理、し尿・汚泥処理、最終処分等に係る技術
- ② 国内での採用実績がないか又は採用実績が少ない施設、設備・装置であり、単体の機器、材料などは含まない。
- ③ 申込みの時点で試験運転立会が可能である実証施設又は実用施設を有しているか 又は実用施設へ組み込まれた設備・装置であること。
- ④ 実証施設又は実用施設で実用化に向けた試験が実施されており、検証に必要な試験データ等の書類が準備できていること。

2. 審査体制

審査は、学識経験者等の専門家で構成する「廃棄物処理技術検証委員会」(以下「検証委員会」という。)及び「廃棄物処理技術検証部会」(以下「検証部会」という。)で行います。

3. 審査期間

審査期間は、通常、一つの案件に対して、予備審査から最終審査まで約半年間を予定 しています。ただし、検証委員会や検証部会から試験の追加等について指摘される場合 もあるなど、技術の内容によっては半年以上かかる場合もありますのでご了承下さい。

4. 審査手順

審査の手順は、図1及び以下のとおりです。

① 事前協議

申込者とセンターで、本事業に必要となる資料が準備できるか、条件が受付基準に 適合しているかを協議します。協議の結果、受付基準に適合していると判断した場合 は「廃棄物処理技術検証事業申込書」を送付いたします。

② 受付

申込者は、先に送付した「廃棄物処理技術検証事業申込書」に必要事項を記入し、 必要書類を添えて、事務局に提出して下さい。

③ 予備審查

予備審査では、申込みされた技術の内容、実証試験データ等から、事業目的との整合性及び検証を行うための条件等により、本審査対象としての適否を判断します。

予備審査結果については、後日、「廃棄物処理技術予備審査結果通知書」でお知らせします。予備審査で本事業の審査対象として認められた場合は、次の本審査を受けることができます。また、予備審査で本審査の対象として認められなかった場合は指摘された点を改善し、改めて①事前協議へお申し込み下さい。

④ 本審査

本審査では、実証施設での試験運転状況の審査(確認試験運転)と実証試験で得られた基礎データの詳細な審査を行い、検証の結果を報告書として取りまとめます。

⑤ 最終審査

本審査での報告を受け、報告書の内容についての最終審査を行います。

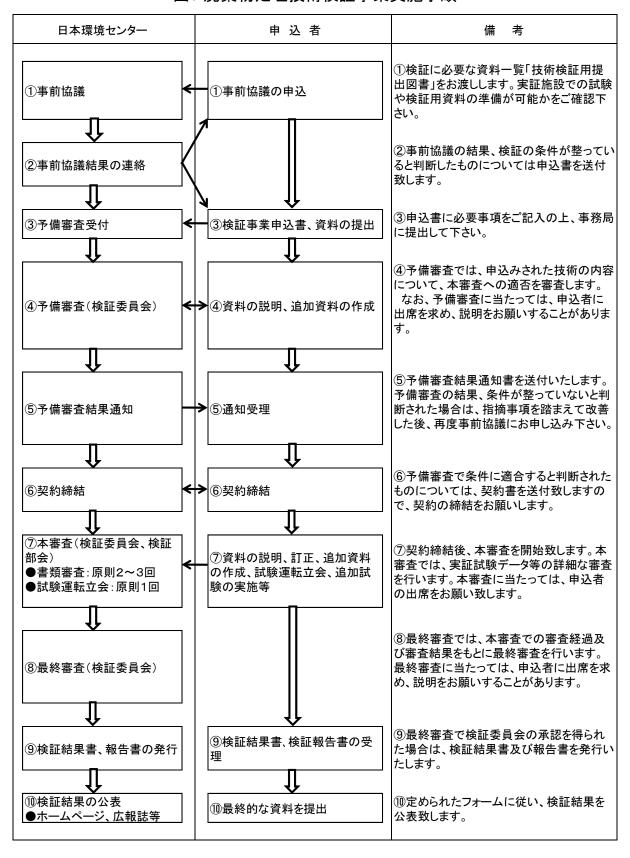
⑥ 検証結果書及び報告書

最終審査終了後、検証結果書及び報告書を発行いたします。また、報告書の基本的な項目については電子メディア等を通じて公表いたします。

⑦ 検証結果の取消

検証時の提出資料等に著しい虚偽が認められる等の不正があると判断される場合は、 検証結果を取り消すとともに、公表を抹消し、必要に応じてその旨を公表することが あります。

図1 廃棄物処理技術検証事業実施手順



5. 審香基準

検証委員会、検証部会における審査は、主として以下の点を考慮して行われます。

- (1) 技術の内容
 - ① 技術の目的が、本事業の目的及び趣旨に合致していること。
 - ② 実用化に向けた対応策が適切であること。
 - ③ 技術の内容が関連諸法令等に適合又は趣旨に合致していること。
- (2) 実証試験の内容
 - ① 実証施設の規模、構成、運転条件・時間等が性能指針等に適合していること。
 - ② 処理の原理に無理、詐称がなく、明確に実証されていること。
 - ③ 性能が安定して発揮できており、その際の運転条件、環境保全項目及び維持管理項目が整備されていること。
 - ④ 技術の安全性が確保されていること。
- (3) その他
 - ① 検証委員会や検証部会から追加試験を指示された場合、申込者の負担で速やかに試験を実施できること。

6. 審査料金

審査に係る標準的な料金は以下のとおりです。なお、実証施設又は実用施設の現地確認に係る旅費等の費用が別途加算されますのでご了承下さい。

- ① 施設の場合 600万円 (消費税別)
- ② 設備・装置の場合 400万円 (消費税別)

但し、特に必要と認められる場合には、上記の料金を基本として別途積算設定することがあります。

お問い合わせ先

本事業に関するお問い合わせ及び事前協議の申込みについては下記までご連絡下さい。

一般財団法人 日本環境衛生センター

総局企画・再生可能エネルギー事業部

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6

TEL:044-288-5093 Fax:044-288-5217

E-Mail:saiene1@jesc. or. jp